

資料名	No.	質問	回答
説明資料	1	国研から大学への再委託は可能か？	可能です。
説明資料	2	中間評価は2023年度のいつ頃を予定しているか？	2023年度の後半に実施するようNEDO内で調整中です。
説明資料	3	企業からの提案は研究開発項目②に限られるのか。あるいは研究開発項目①の提案も可能か？	企業からの提案は研究開発項目①についても可能です。ただし、研究開発項目②の課題提案については必須となります。
説明資料	4	研究の目的としてファインセラミックスの全体プロセスを対象としているが、研究開発項目①-1のうち（2）焼成のみのような研究開発項目の中の一部の提案は可能か？	本事業は、プロセス開発基盤を構築するとともに、それらを社会実装することによりファインセラミックス産業の競争力強化につなげることを目指しています。そのために必要な実施項目として、研究開発項目①-1～①-5を基本計画で設定しており、NEDOとしてはこれら研究開発項目を実施した上でプロセス開発基盤が構築されることを期待しています。そのため、全体提案を原則としています。また、研究開発項目①-1～①-4のいずれか（複数選択可）と研究開発項目①-5及び研究開発項目②からなる部分提案も可能としています。公募説明会の場では提案不可とさせていただきますが、NEDOとして提案を妨げるものではないとして修正させていただきます。（公募説明会の資料P13についても修正させていただきます。）
説明資料	5	ファインセラミックスとしてどのような分野を想定しているのか？	研究開発項目①-5に示す電子部品向けセラミックス及びエンジニアリング部品向けセラミックスを想定しています。
説明資料	6	参画する企業が研究開発項目②（助成事業）を提案しない場合は、応募要件を満たさないのか？	本事業はファインセラミックスのプロセス開発基盤の構築とともに、企業における事業での活用など、それらの社会実装を目指した事業です。そのため、事業への参画にあたりどのような課題意識及び活用の想定を持っているかについて確認させていただくことを目的として、原則研究開発項目②（助成事業）の課題提案もしていただくものです。そのため、現時点での想定で解決すべき課題を提案ください。なお、契約については2022年度及び2023年度の2年間の複数年度契約を予定しており、助成事業に関わる2024年度以降の契約については中間評価の結果を反映した上で締結いただくこととなります。
説明資料	7	再委託先の企業とはどういう意味か？	企業から企業への一部業務の再委託という意味となります。国研から企業への再委託は認めていません。
説明資料	8	企業としては助成事業よりも企業の持ち出しで実用化を進めたいという意見もある。企業は研究開発項目②（助成事業）の課題提案が条件とされているが、助成事業の交付金を0円で申請することは可能か？	本事業はファインセラミックスのプロセス開発基盤の構築とともに、企業における事業での活用を目指した事業となります。そのため、事業への参画にあたりどのような課題意識及び実用化の想定を持っているかについて確認させていただくことを目的として、原則研究開発項目②（助成事業）の課題提案もしていただくものですので、現時点での想定で解決すべき課題を提案ください。なお、助成金0円の申請は交付規定上、想定しておりません。
提案書	9	情報セキュリティのために必要な専用回線のサーバ等の設備の導入・構築を積算に入れることは可能か？	研究開発の範囲内であれば可能です。ただし、積算の内容も含めて採択審査の対象になります。
提案書	10	提案書の項目別明細表に関して、一つの機関で研究開発項目①-1～①-4をまたぐ場合、研究開発項目①-1～①-4それぞれで作成する必要があるか？	研究開発項目①-1～①-4に分けて作成をお願いいたします。
提案書	11	大学等の間接経費率は従来15%だが、今回の公募では特例で30%という理解でよいか？	令和3年10月1日付での内閣府の「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」のうち、「間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。」という内容を反映し、大学等（国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人）、国研等（国立研究開発法人及び独立行政法人）の間接経費率を30%としています。
提案書	12	中小企業等、その他企業についてもすべて間接経費率は30%ということか？	大学等（国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人）、国研等（国立研究開発法人及び独立行政法人）のみ間接経費率が30%となります。
説明資料	13	助成事業に関する知財についてもバイ・ドール規定が適用されるのか？	バイ・ドール規定は委託事業のみに適用され、助成事業には適用されません。
説明資料	14	助成事業で交付金により実施する内容を企業内でクローズに進めていくことは可能か？	助成事業における知的財産を含む事業成果については、事業者へ帰属します。よって、助成事業で交付金により実施する内容を企業内でクローズに進めていくことは可能です。（公募説明会の場では、「知財委員会で協議が必要」と回答いたしましたが、助成事業に関しては知財マネジメント方針は適用されませんので上記の通り訂正させていただきます。）
説明資料	15	部分提案と全体提案で審査に審査に優劣が出るようなことはあるか。	ありません。公募要領記載の審査基準に沿って外部の審査委員に審査いただきます。
説明資料	16	中間評価において助成事業の予算も含めて見直しは可能か？	助成事業開始は約2年後であり、2023年度の中間評価において助成事業の実施要否や内容等の判断を行うこととなります。その際に、事業実施者においても内容等の見直しを実施いただくことは可能です。
説明資料	17	採択審査を通らなかった場合、その後に事業に参加することは不可能か。	研究開発項目②（助成事業）については、中間評価の結果を踏まえて追加公募の可能性ががあります。
説明資料	18	2024年度～2026年度の間は研究開発項目①と研究開発項目②は並行して進めなければならないのか？	進めていただく必要があります。
説明資料	19	説明資料P11の研究開発項目①-5の説明図では、企業Aが（1）しか実施していないようであるが、このような提案は可能なのか？	説明資料P11の研究開発項目①-5の説明図は、企業A1社ではなく企業A～Dの共同提案を示した図となります。本事業は、プロセス開発基盤を構築するとともに、それらを社会実装することによりファインセラミックス産業の競争力強化につなげることを目指しています。そのために必要な実施項目として、研究開発項目①-1～①-5を基本計画で設定しており、NEDOとしてはこれら研究開発項目を実施した上でプロセス開発基盤が構築されることを期待しています。そのため、全体提案を原則としています。また、研究開発項目①-1～①-4のいずれか（複数選択可）と研究開発項目①-5及び研究開発項目②からなる部分提案も可能としています。公募説明会の場では提案不可とさせていただきますが、NEDOとして提案を妨げるものではないとして修正させていただきます。（公募説明会の資料P13についても修正させていただきます。）